

## 無人航空機の飛行に係る許可・承認書

エアロエントリー株式会社 松本篤史 殿

令和 6 年 1 月 17 日付をもって申請のあった無人航空機を飛行の禁止空域で飛行させること及び飛行の方法によらず飛行させることについては、航空法第 132 条の 85 第 2 項及び第 4 項第 2 号及び第 132 条の 86 第 3 項及び第 5 項第 2 号の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり許可及び承認する。

### 記

許可及び承認事項： 航空法第 132 条の 85 第 1 項第 2 号  
航空法第 132 条の 86 第 2 項第 1 号、第 3 号、第 5 号及び第 6 号

許可等の期間： 令和 6 年 2 月 20 日から令和 7 年 2 月 19 日

飛行の経路： 日本全国（飛行マニュアルに基づき地上及び水上の人及び物件の安全が確保された場所に限る）

登録記号等： 別紙 無人航空機一覧のとおり

無人航空機： 別紙 無人航空機一覧のとおり

無人航空機を飛行させる者： 別紙 無人航空機を飛行させる者一覧のとおり

### 条件：

- ・申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行させること。また、飛行の際の周囲の状況、天候等に応じて、必要な安全対策を講じ、飛行の安全に万全を期すこと。
- ・航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可等を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- ・飛行許可・承認期間中に、申請に関わる「登録記号」並びに「機体認証」及び「技能証明」の有効期間が切れる場合は、遅滞なく更新を行うこと。
- ・令和 4 年 6 月 20 日からの無人航空機の登録義務化以前に許可・承認を受けた申請のうち、登録記号がない許可書等を所持している場合は、別途送付される登録記号等の通知を本許可書等と併せて飛行の際に携行すること。

令和 6 年 2 月 16 日

東京航空局長 今井 和哉



飛行させる者を承認した教習施設： コヤワタドローン

無人航空機を飛行させる者： 亀田 信利

無人航空機： AGRAS T10、AGRAS T30、AGRAS T25、T10K、T30K、T25K

※1. AGRAS農業ドローン協議会に有効なJU番号が登録されていない機体は飛行できません。

※2. 本飛行許可証で承認されていない機体を飛行させた場合には、航空法違反となり、罰則の対象となります。対象の機体が含まれているかどうかは以下のURLから必ずご確認ください。

<https://utcagri.aeroentry.jp/flypermission>



※3. 上記に対象機体が承認されていない場合には、以下の問い合わせフォームから、機体を購入・点検した代理店または、教習施設にお問い合わせをお願いいたします。

<https://utcagri.aeroentry.jp/contact/0>

※4. 登録記号に抹消・変更などがあつた場合には速やかに購入した代理店にお知らせください。

## ※飛行許可証の別紙について

AGRAS農業ドローン協議会が上記の飛行許可承認を受けていることを証明いたします。

飛行許可証の別紙原本については、個人情報の漏洩を防ぐために、AGRAS農業ドローン協議会運営事務局が責任を持って管理しております。

やむをえない事情にて公的機関に原本の提出を求められた場合には以下のHPのお問合せまで連絡よろしくをお願いいたします。

AGRAS農業ドローン協議会運営事務局  
お問い合わせフォーム：<https://utcagri.aeroentry.jp/contact/0>